

市民意見聴取に係る施策の概要

案件名: (仮称)尼崎市公文書管理条例の制定について

局課名: 総務局 情報公開担当

施策の目的	<p>公文書等の管理に関する法律第1条において、「行政の諸活動や歴史的事実の記録である公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、国民が主体的に利用し得るもの」との考えが示されています。</p> <p>この趣旨を踏まえ、本市においても、公文書の作成及び適正な管理を義務化するとともに、歴史資料として重要な公文書について利用請求権等を規定した条例を制定し、現在及び将来の市民への説明責任を果たすことを目的とします。</p>
現状・背景	<p>○近年、国においては、公文書に関して様々な問題が顕在化し、こうした状況も背景に、全国の自治体において、公文書管理について条例を制定する動きがあり、令和元年度には、兵庫県が「公文書管理条例」を制定しています。</p> <p>○本市においては、従前より、尼崎市文書規程等に基づき文書管理を行うとともに、平成16年には、市民による市政参画に資することを目的として、保存期間中の公文書について開示する請求権を規定した尼崎市情報公開条例を制定し運用しているところです。</p> <p>○一方では、令和2年10月に供用を開始した歴史博物館に、歴史資料として重要な公文書を保存し市民への閲覧に供する公文書館機能を付加したところであり、その仕組みづくりが求められていますが、こうした文書の管理や、市民が利用を請求することができるための根拠法規は未整備です。</p>
課題	<p>○公文書(意思決定に至る過程の文書も含む)の作成及び管理について、現状では、国の制度と比べると不十分であり、一層の適正化を図るためには、公文書等の管理に関する法律の趣旨にのっとった制度化が必要となります。</p> <p>○保存期間が満了した後、歴史博物館において保存する歴史資料として重要な公文書についても、市民が主体的に利用できるようにするためには、尼崎市情報公開条例に規定する開示請求権等の制度と同様、利用請求権等の制度を創設する必要があります。</p> <p>○歴史資料として重要な公文書は、永久保存が想定されており、将来にわたって増え続けるため、物理的スペースや文書の保管体制に限界がある中では、本市の実情に応じた保存のあり方を検討していく必要があります。</p>
施策の策定にあたっての考え方	<p>公文書等の管理に関する法律第34条に基づき、同法の趣旨にのっとり、本市が保有する文書の適正な管理に関する施策の策定として、条例の制定を行います。</p> <p>条例の制定にあたっては、学識経験者等で構成する「(仮称)公文書管理制度審議会」を設置し、本市の公文書管理制度のあり方について調査審議のうえ、答申をいただき、その内容を踏まえて条例案を策定します。</p>
意見を聴取するポイント	<p>公文書は市民共有の知的資源との観点から、主に次の2点についてご意見を募ります。</p> <ul style="list-style-type: none">・永久保存の対象になるとと思われる文書や記録・市民が利用しやすい仕組み
市民意向調査(ステップ2)の実手法	<p>令和2年12月4日から令和2年12月24日まで、市ホームページにおいて意見募集を行います。</p>
お問い合わせ先	<p>総務局情報公開担当 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館1F 電話番号(TEL)06-6489-6171 ファクス(FAX)06-6489-6837 メールアドレス(Eメール)ama-bunsyokokai@city.amagasaki.hyogo.jp</p>